年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

三重国民年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月及び同年4月

昭和 53 年 3 月 17 日に退職したため、国民年金に加入した。国民年金の被保険者資格取得年月日が「昭和 53 年 5 月 27 日」となっているが、「昭和 53 年 3 月 17 日」であり、申立期間は国民年金保険料を納めたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月17日に退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月27日に任意加入により払い出されていることから、申立人の加入手続はそのころ行われたものと考えられる上、申立人は同年4月*日に婚姻し、その夫は厚生年金保険に加入しているため、同年4月*日以降、国民年金には任意加入となるが、任意加入対象期間については、加入手続の時点から遡及して被保険者資格を取得することはできず、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA町の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」及び国民年金の記録欄の「被保険者となった日」共に、昭和53年3月17日と記載されているが、いずれも当初記載されていた日付が修正されている形跡がみられる上、当該修正には取消線や訂正印が用いられておらず、不自然であるほか、申立人も、当該修正の経緯は分からないとしているため、当該修正に係る事実関係が不明である。

さらに、申立人が、昭和 53 年 3 月 17 日に国民年金の被保険者資格を取得 した上で、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関 連資料及び周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、昭和53年5月に任意加入により払い出された国民年金手帳記号番号により、同年4月の保険料をいったんは現年度納付したが、昭和54年度中に還付されていることが、特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿から確認できるところ、これは、当時、国民年金保険料は3か月を一期分として納付することとされていたため、申立人が、加入手続後、53年度第一期の期間である53年4月から同年6月までの保険料を納付したものの、同年4月は未加入期間であったことから還付処理が行われたものと考えられる。

一方、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 53 年 3 月 17 日から婚姻する同年 4 月 * 日までの期間については、本来、国民年金の強制加入期間とされるべき期間であると考えられる上、同年 4 月 * 日以降は任意加入対象期間となるところ、旧国民年金法附則第 6 条の 2 において、任意加入対象期間に係る保険料を現年度納付している場合、任意加入の申出をしたものとみなす旨規定されている。

このため、申立人の昭和 53 年 3 月 17 日から同年 4 月 * 日までの期間について、国民年金の強制加入期間であることを前提とすると、同年 4 月の国民年金保険料は現年度納付されていることから、旧国民年金法附則第 6 条の 2 の規定により、同年 4 月について任意加入の申出をしたものとみなすことが可能であると考えられ、この場合、未加入期間であるために還付された同年4 月の保険料について、ほかに還付する理由は見当たらないことから、同年4 月については、誤って還付したものとして、国民年金の納付済期間と考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和53年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月

父親が、私の将来のことを考え、私の国民年金の加入手続を行い、国民 年金保険料も納付してくれていた。父親からは、すべての期間の保険料を 納付したと聞いており、申立期間のみ未納となっていることは考えられな い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、昭和39年4月から41年3月までの申請免除期間及び被保険者資格を同月得喪している44年10月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、申立期間③は60万円、申立期間④は55万円、申立期間⑤は100万円、申立期間⑥は53万6,000円、申立期間⑦は97万5,000円、申立期間⑧は52万3,000円、申立期間⑨は92万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日

- ② 平成 15 年 12 月 12 日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年6月10日
- ⑤ 平成17年12月12日
- ⑥ 平成18年6月9日
- ⑦ 平成18年12月12日
- ⑧ 平成19年6月11日
- ⑨ 平成19年12月17日

申立期間について、社会保険事務所(当時)に提出した健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届の賞与額に記入誤りがあったので、標準賞与額を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)から、申立人が主張するとおり、賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)において確認又は推計できる保険料控除額から、申立期間③は60万円、申立期間④は55万円、申立期間⑤は100万円、申立期間⑥は53万6,000円、申立期間⑦は97万5,000円、申立期間⑧は52万3,000円、申立期間⑨は92万9,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して 誤った届出をしていたこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても この届出に基づく保険料を納付していたことを認めていることから、社会保険 事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の告知を行っておらず、事 業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②に係る標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿で賞与から控除されている厚生年金保険料に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる 関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②における標準賞与額については、特例法による給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、申立期間③は90万円、申立期間④は80万円、申立期間⑤は140万円、申立期間⑥は78万円、申立期間⑦は136万6,000円、申立期間⑧は76万1,000円、申立期間⑨は130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日

- ② 平成 15 年 12 月 12 日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年6月10日
- ⑤ 平成17年12月12日
- ⑥ 平成18年6月9日
- ⑦ 平成18年12月12日
- ⑧ 平成19年6月11日
- ⑨ 平成19年12月17日

申立期間について、社会保険事務所(当時)に提出した健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届の賞与額に記入誤りがあったので、標準賞与額を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)から、申立人が主張するとおり、賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)において確認又は推計できる保険料控除額から、申立期間③は90万円、申立期間④は80万円、申立期間⑤は140万円、申立期間⑥は78万円、申立期間⑦は136万6,000円、申立期間⑧は76万1,000円、申立期間⑨は130万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して 誤った届出をしていたこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても この届出に基づく保険料を納付していたことを認めていることから、社会保険 事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の告知を行っておらず、事 業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②に係る標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿で賞与から控除されている厚生年金保険料に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる 関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②における標準賞与額については、特例法による給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る標準賞与額については、申立期間③は50万円、申立期間④は50万円、申立期間⑤は60万円、申立期間⑥は48万7,000円、申立期間⑦は58万5,000円、申立期間⑧は47万5,000円、申立期間⑨は55万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月20日

- ② 平成15年12月12日
- ③ 平成16年12月10日
- ④ 平成17年6月10日
- ⑤ 平成17年12月12日
- ⑥ 平成18年6月9日
- ⑦ 平成18年12月12日
- ⑧ 平成19年6月11日
- ⑨ 平成19年12月17日

申立期間について、社会保険事務所(当時)に提出した健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届の賞与額に記入誤りがあったので、標準賞与額を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)から、申立人が主張するとおり、賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給料支払明細書(賞与)において確認又は推計できる保険料控除額から、申立期間③は50万円、申立期間④は50万円、申立期間⑤は60万円、申立期間⑥は48万7,000円、申立期間⑦は58万5,000円、申立期間⑧は47万5,000円、申立期間⑨は55万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して 誤った届出をしていたこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても この届出に基づく保険料を納付していたことを認めていることから、社会保険 事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の告知を行っておらず、事 業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づ く厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②に係る標準賞与額について、A社から提出された所得税源泉徴収簿で賞与から控除されている厚生年金保険料に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる 関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②における標準賞与額については、特例法による給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

三重国民年金 事案 948

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成2年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年9月まで

申立期間のうち昭和62年5月から平成2年2月まではA市に居住しており、国民年金保険料は、職場のビルの1階に銀行があったため、そこで納付していた。申立期間のうち2年3月から同年9月まではB市の実家に居住していたので、両親が私の国民年金保険料を納めてくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の国民年金加入手続についての記憶は曖昧であるほか、申立人は、申立期間のうち平成2年3月から同年9月までに係る保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の両親も他界しているため、当該期間に係る保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の 資格取得日等から判断して、平成5年3月ごろに払い出されたものとみられる 上、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳 の記載から、当該記号番号に係る被保険者資格取得年月日は同年1月26日で あることが確認でき、申立期間は未加入期間となっているほか、申立期間につ いて別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、以前、現在所持している年金手帳のほかに青色の年金手帳を所持しており、その年金手帳に申立期間に係る国民年金加入記録が記載されていたと主張しているが、申立人は、青色の年金手帳を受け取った時期や経緯等について記憶に無いとしている上、申立期間当時、年金手帳は国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色のものが交付されていた時期であることから、

申立人が申立期間当時、青色の年金手帳を所持していたことは考え難いほか、 平成9年1月の基礎年金番号導入後は、青色の基礎年金手帳が基礎年金番号に 基づき交付されているが、申立人については、5年3月ごろに払い出された国 民年金手帳記号番号が基礎年金番号となっており、上述のとおり、当該記号番 号に係る被保険者資格取得年月日は同年1月26日であることから、9年1月 以降に、申立人に基礎年金手帳が交付されたことを想定しても、当該手帳に申 立期間に係る加入記録が記載されている可能性は考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

平成8年4月から国民年金に加入していたが、学生であったこともあり、 就職するまで国民年金保険料を納付していなかった。11 年4月に就職後、 可能な範囲で未納期間の保険料を納付しようとしたが、3年前の保険料は納 付できなかったため、残りの2年分の保険料を納付した。このうち平成9年 度分の保険料は一括又は2、3回に分けて納付し、10 年度分の保険料は、 一月ごとに分割して納付した。このうち9年度分が未納となっているので、 調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付回数及び納付金額等についての具体的な記憶は無く、納付状況が不明である上、納付した時期について、明確ではないとしながらも、「平成11年7月ごろにボーナスが出たので、そこから納付したかもしれない。」ともしているが、11年7月の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、いずれも平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年11月まで

私は、昭和 48 年7月ごろに職業安定所の紹介でA社に入社し、同年 11 月に転職のため退社するまで正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業所の業務内容及び所在地に関する申立人の供述と、 申立期間当時において、B社の厚生年金保険被保険者であった同僚の供述が 一致することから、申立人が勤務していた事業所はB社であったことが推認 できる。

しかしながら、申立人はB社における同僚一人の名字しか記憶していないため、当該同僚を特定できないことから、オンライン記録により、同事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、上記の複数の同僚は、「セールスマンは、入社してから最低3か月間は試用期間があり、その後、営業成績の良い者だけが正社員となり厚生年金保険に加入することができた。」と供述していることから、B社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、商業登記簿謄本による調査をしたが、B社は平成8年8月12日に解散している上、当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状

況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年3月1日まで 私は、A社に勤務しているが、平成19年4月から20年2月について、 給与支給明細書における報酬月額より標準報酬月額が低額となっている。 申立期間当時の給与は、39万7,000円だったので標準報酬月額を訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与支給明細書によると、申立期間に支給された毎月の給与支給額(39 万 6,000 円から 39 万 7,000 円)が平成 19 年 5 月分(30 万 1,444 円)を除いてオンライン記録の同期間に係る標準報酬月額(34 万円)を上回っていることが確認できる。このことについて同社は、申立人に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していなかったことを認め、22 年 4 月 28 日に申立人に係る当該届を年金事務所に提出している(ただし、保険料徴収する権利が時効によって消滅しているため、厚生年金保険法第 75 条により訂正後の標準報酬月額に基づく保険給付は行われない。)。

しかし、上記賃金台帳及び給与支給明細書に記載された厚生年金保険料の 控除額は、平成22年4月28日の訂正前の標準報酬月額に基づく金額となっ ており、給与支給額に見合った標準報酬月額に基づく保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年3月1日まで 私が勤務しているA社において、平成19年4月に給与の改定があり給与 が増加したにもかかわらず、「月額変更届」が提出されていなかったため、 年金記録で標準報酬月額が実際より低くなっている。実際の給与に見合う 標準報酬月額に訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚 生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標 準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行わ れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報 酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの 標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与支給明細書によると、申立期間に支給された毎月の給与支給額(41万2,000円から42万1,000円)が、オンライン記録の同期間に係る標準報酬月額(32万円)を上回っていることが確認できる。このことについて同社は、申立人に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していなかったことを認め、平成22年4月28日に申立人に係る当該届を年金事務所に提出している(ただし、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、厚生年金保険法第75条により訂正後の標準報酬月額に基づく保険給付は行われない。)。

しかし、上記賃金台帳及び給与支給明細書に記載された厚生年金保険料の 控除額は、平成22年4月28日の訂正前の標準報酬月額に基づく金額となっ ており、給与支給額に見合った標準報酬月額に基づく保険料が控除されてい ないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月26日から37年5月13日まで

② 昭和37年10月2日から38年2月1日まで

③ 昭和38年2月1日から43年3月11日まで

私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えがないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から10年3月31日まで 申立期間は、経営者として事業を営んでいた。売上が激減する中、社会 保険料等滞納はあったが、従業員の給与、役員報酬を減額したことは無い のに標準報酬月額が減額されている。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成8年10月の定時決定において30万円と記録されていたところ、9年1月9日付けで、8年11月にさかのぼって9万2,000円に引き下げられ、その後、9年9月11日付けで、11万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿から、申立人がA社の代表取締役に、その妻が取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)に呼び出され厳しく請求された。」と供述しており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、滞納処分票の事蹟によると、「平成8年8月5日 役員の降給を考える。」との記載があり、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。